



市議会だより

〈主な内容〉

- 3月定例会の概要……………1
- 一般質問・質問項目…2・3
- 決議・意見書……………3・4
- 委員会のうごき……………4



議長・副議長就任あいさつ



副議長
森本聖子



議長
黒田達哉

市民の皆さまには、日ごろから市議会に対し、深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

私たちは、さきの3月定例会におきまして、議長、副議長に就任いたしました。

その職責の重大さに身の引き締まる思いであり、公正かつ円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいりる所存でございます。

さて、本市は、市民生活に多大な影響を与えている物価高騰に対する対策や、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えなどの全国的な課題に加え、徳島駅周辺のまちづくりや中心市街地の活性化、新たなごみ処理施設の整備など、数多くの重要な課題が山積しております。

市議会といたしましても、これらの喫緊の諸課題の解決に向けた政策論議を深めるとともに、与えられた使命と市民の皆さまの負託に応えるため、魅力と活力にあふれ、誇りを持って住み続けることができる徳島市の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

どうか、今後とも市議会に対し、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。



徳島中央公園の蜂須賀桜

3月定例会

令和7年度当初予算など可決

3月定例会は、3月4日から3月19日までの16日間の会期で開かれました。開会日（3月4日）は、市長から、令和7年度徳島市一般会計予算や物価高騰対策関連議案など、54議案が提出されました。

このうち、物価高騰の影響を受けている子育て世帯や事業者などの支援に係る補正予算については、早急な対応を必要とするため、この日可決しました。

3月6日、7日、10日と11日の4日間は、各党派11人の議員から、新ホールやごみ処理施設の整備、防災対策などについて一般質問が行われ、12日、13日と17日には各常任委員会を開会し、それぞれ付託された議案などの審査を行いました。

3月19日には、議案精査等のため定例会の会期を6日間延長し、3月25日には、再度6日間延長しました。

最終日（3月31日）は、まず、議員提出議案として「議長不信任決議案」が提出され、採決の結果、賛成多数で可決しました。

この後、議長・副議長から辞職願が提出されたので、正副議長の辞職に伴う選挙が行われ、議長に黒田達哉議員、副議長に森本聖子議員が選出されました。

次に、各常任委員長から、付託議案の審査結果の報告があり、採決の結果、いずれも委員長報告のとおり可決・同意・承認しました。

また、3月19日に追加提出された工事請負契約の締結議案について、同意しました。

続いて、3月25日に提出された議員提出議案「山本議員に対する問責決議案」について、採決の結果、賛成多数で可決しました。

さらに、この日提出された議員提出議案「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会の設置を求める決議案」について、記名投票（議長及び欠席者2名を除く）による採決の結果、賛成16票、反対11票で可決したことに伴い、地方自治法第100条第1項、第10項及び第98条第1項による権限を委任された特別委員会（百条委員会）を設置し、委員10名を選任しました。

また、再議第1号「議員提出議案第7号に関する議決の再議について」、記名投票（議長及び欠席者2名を除く）による採決の結果、賛成16票、反対11票で閉会中の継続審査とすることに決定したことを受け、議員提出議案「新ホール整備における県市基本協定の適切な見直しと損害賠償の明確化を求める決議案」「県市協定新ホール整備に関する県市基本協定の締結及び改廃に慎重な対応を求める意見書」が提出され、採決の結果、それぞれ賛成多数で可決し、意見書については徳島県に提出することとしました。

次に、3月19日に追加提出された諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、記名投票（議長及び欠席者2名を除く）については、採決の結果、賛成16票、反対9票で同意し、その他の人事議案（5件）については、いずれも全会一致で同意しました。

続いて、この日追加提出された令和6年度一般会計補正予算（第11号）、徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、いずれも全会一致で可決しました。

さらに、議員提出議案「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書」について、採決の結果、賛成多数で可決し、「徳島市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例」「再審法改正を求める意見書」「介護職員の処遇改善及び地方自治体への財政的支援を求める意見書」については、いずれも全会一致で可決し、意見書については関係行政庁へ提出することとしました。

また、徳島県後期高齢者医療広域連合協議会議員の辞職許可について、記名投票（議長及び欠席者2名を除く）による採決の結果、賛成16票、反対10票で辞職を許可することに決定した後、広域連合議員の選挙の日程追加を求める動議が提出され、採決の結果、賛成少数で否決しました。

最後に、委員会条例第2条の所管に関する事項のうち特に調査を必要とするものについて、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定し、3月定例会を閉会しました。

3 月定例会の質問項目（代表質問）



● 誠和会 （井上 武議員）

鳥獣被害対策、新ホール

● 日本共産党徳島市議団 （加戸 真実子議員）

子育て支援、タブレット端末の選定、防災対策、一般廃棄物中間処理施設建設

● 公明党徳島市議団 （藤田 真由美議員）

移住・定住の促進、デコ活の推進、带状疱疹、防災対策、教員の働き方改革、ほか 3 件

● 朋友会 （春田 洋議員）

持続可能な農業の実現、女性支援法



井上

武議員

（誠和会）



新ホール整備に係る市の費用負担

【問】新たに示された藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備に関する基本協定には、市の役割に係る費用を負担するとの規定があり、将来に禍根を残すのではないかと懸念しているが、費用負担とは具体的に何を指しているのか。

【答】藍場浜公園西エリアでの新ホール整備において、市と県が連携して早期整備を推進するため、都市計画や敷地内にある市道に変更が生じた場合の様々な行政手続を市が担う役割としており、市の費用負担については、軽微な事務経費のみである。

新ホールの整備は、旧文化センター跡地で実施する場合と同様に、県の役割において県立施設として行うものであり、旧文化センターや中央公民館の機能移転による費用負担が発生することはない。



加戸真実子議員

（日本共産党徳島市議団）



市内小中学校で使用する タブレット端末の問題点解消

【問】現在、学校で使用している児童・生徒用タブレット端末は、教育現場から起動の速さや重量などに問題があり、使いにくいという声が上がっているが、次期端末の調達方法は。

また、現在のタブレット端末の問題点を解消し、使いやすいタブレット端末を導入すべきであるが、市の考えは。

【答】次期端末については、徳島県での共同調達を予定しており、事業者選定の主体は県であるが、機器の仕様は各市町村で定めることができる。

タブレット端末の更新時には、これまでの活用で明らかとなった起動の速さや重量などの問題点について、十分に確認・検討を行うとともに、教職員や児童・生徒からの意見も考慮し、整備を進めていきたい。



藤田真由美議員

（公明党徳島市議団）



教員の働き方改革

【問】教材費などの学校徴収金に関する業務を教員が担っているところでは、大きな負担となっているという声が上がっているが、本市の職務分担の状況は。

また、教員の負担軽減に向けて、教育現場の実態をきちんと把握し、適切に職務分担を行う必要があると考えるが、市はどのような取り組みでいくのか。

【答】学校徴収金に関する業務については、事務職員が担当することが一般的であるが、教員不足や学校の独自文化、地域との関わりなどによって、学校ごとの職務分担に差が生じる場合もある。

今後は、教員が専門性を発揮し、本来の職務に集中できるよう、教員が担う必要のない職務などについて、県教育委員会などの関係機関と調整しながら、一層の職務の明確化に努めていきたい。

3 月定例会の質問項目（一般質問）



● 自由民主党市民の会 （石部 祐一郎議員）

一般廃棄物中間処理施設整備事業

● 徳島活性会議 （黒田 達哉議員）

政策と進め方が約 1 年間示されない遠藤市政



春田

洋議員

（朋友会）



持続可能な農業の実現

【問】農業者の後継者不足が深刻化し、農業の存続が危ぶまれている中、持続可能な農業の実現には、担い手の育成や定着を支援していくことが重要であるが、市はどのように取り組もうとしているのか。

【答】現在、令和 7 年度から令和 16 年度を計画期間とする「徳島市農業振興ビジョン」の策定を進めており、多様な担い手の確保や支援の取り組みとして、営農・経営・支援に関する相談を効果的に行えるフォローアップ体制の整備や、交流会・講習会の開催、農地の確保、各種資金制度の情報提供や支援措置の紹介などに取り組んでいくこととしている。

今後、JA 徳島市や徳島農業支援センターなどの関係機関と連携し、将来の農業を担う多様な担い手の育成や定着に向けた取り組みを積極的に推進していきたい。



石部祐一郎議員

（自由民主党市民の会）



ごみ処理施設建設予定地の災害リスク 検証結果を踏まえた今後の対応

【問】建設予定地であるマリノピア沖洲の災害リスク検証において、有識者から様々な災害リスクに対して十分な調査と対策を講じていくのであれば、新施設の建設は可能であるとの見解が示されたことを踏まえると、基本計画で示された施設整備費を大幅に超えることは容易に想像できるが、市の今後の対応は。

【答】災害リスク対策については、有識者から指摘された事項や検証結果を踏まえ、施設の基本設計や詳細設計で具体的な対策を検討し、施設整備に反映させていくこととしている。

また、多額の費用を要する事業であることから、コスト削減の方策について、設計を進めていく中で検討し、大幅な費用の増加が見込まれる場合は、議会の意見を伺いながら対応を判断していきたい。



黒田 達哉議員

（徳島活性会議）



市長の考えるまちづくり

【問】県市協調新ホール整備に関する基本協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例については、現在、市長から再議に付され継続審査中であり、このような状況で県と新たな協定を締結することは問題であると思うが、市長の考えは。

また、大きな財政負担が生じる鉄道高架事業については、事業を推進するのかどうかの市の方針を明確にするべきではないのか。

【答】条例案は再議に付され、効力を失っている中で、再議の議決を待つことなく県と新たな協定を締結することは可能であると考えている。

鉄道高架事業に対する市の方針を判断するためには、財政負担が非常に大きく関係してくるから、現在、県に負担割合の見直しを求めているところであり、それを基に判断したい。

3 月定例会の質問項目（個人質問）



● 誠和会 （大西 実希議員）

学童保育クラブ、不登校支援、学校給食、ほか 1 件

● 日本共産党徳島市議団 （古田 美知代議員）

物価高騰対策、新町西再開発事業、眉山山頂に至るアクセス道路、ほか 1 件

● 公明党徳島市議団 （岸本 和代議員）

公有財産の効果的な管理・運用、防災情報システム、住宅耐震化促進事業の加速、ほか 1 件

● 朋友会 （森本 聖子議員）

一般廃棄物中間処理施設の整備に関する市長の考え方、学校給食費、学校における教員の働き方改革、ほか 1 件

● 新未来とくしま （多田 秀議員）

まちづくり、新ホール整備



大西

実希議員

（誠和会）



学校給食の質と保護者負担

【問】本市の学校給食は、児童・生徒や保護者から、量が少なく質素との声がある中、給食費は全国平均に比べて高額であり、令和 7 年度から保護者負担を増額するのは、市長の公約である無償化への挑戦に逆行するものであるが、その判断に至った理由は。

【答】本市の給食は、各校で調理していることやできる限り県内産や国内産の食材を使用していることから、他都市より給食費が高額になっている。

給食費の保護者負担については、とどまることのない物価高騰への対策として、令和 7 年度も給食費補助を継続し、保護者負担の軽減を図る一方、安全・安心な給食を安定的に提供するため、給食 1 食当たり 30 円の負担増をお願いするものであり、今後は、国による支援を強く要望し、保護者負担の軽減に向けて取り組みたい。



古田美知代 議員
(日本共産党徳島市議会)



新町西再開発事業への さらなる補助金の投入

【問】多額の補助金が投入されている新町西再開発事業は、物価高騰による工事費の増加を理由に、組合から補助金の増額を求められるおそれがあり、加えて、再開発ビルの保留床が売れ残る場合には、市に買取りを求められる可能性もある。

そうなった場合、民間主導の事業に対し、これ以上補助金を投入するべきではないと考えるが、市の対応方針は。

【答】新町西再開発組合に対しては、従来より、最大限の自助努力をお願いしてきたところであり、再開発ビルの保留床についても、参加組合員であるデベロッパーが、責任を持って買い取り、自ら処分するものと認識している。

補助金の増額や保留床の買取りについては、現時点において、市としては一切考えていない。



岸本 和代 議員
(公明党徳島市議会)



公有財産の効果的な管理・運用

【問】公有財産については、今後、台帳の適正な管理や資産価値を適切に把握するとともに、市民や民間事業者からの多様なニーズに応えるためにも、未利用財産の戦略的な処分や活用をしてはどうか。

【答】公有財産の管理については、令和7年度に「公有財産台帳システム」を導入してデジタル化を行い、価格を登録することにより、今後は管理体制の一元化・効率化を図るとともに、台帳管理についての指針を策定し、全庁で統一的な台帳管理に取り組んでいきたい。

未利用財産の処分・活用については、先進的な事例を調査・研究し、一般競争入札や公募型プロポーザルによる公募のほか、地元の個別事情などを踏まえた柔軟かつ効果的な処分や利活用につながる手法を選択していきたい。



森本 聖子 議員
(朋友会)



ごみ処理施設整備に関する 市長の考え方

【問】有識者による災害リスク検証を経て、市長からマリノピア沖洲をごみ処理施設の建設予定地とする方針が示されたが、なぜ1期目に候補地としていた飯谷町ではなくマリノピア沖洲で整備を進めようとしているのか。

また、広域処理について他市町から要望があれば協議を行うとしているが、いつまで要望を受け付けるのか。

【答】建設予定地については、飯谷町のほうがより地震対策を行いやすかったと考えているが、既存施設の老朽化が非常に進んでおり、早急な整備が求められているので、マリノピア沖洲での建設が不可能という検証結果が出ない限り整備を止めることは困難であると考えている。

広域処理の協議については、6月定例会までにとりまとめ、結果を報告する予定としている。



多田 秀 議員
(新未来とくしま)



二元代表制についての市長の見解と 今後の新ホール整備

【問】9月定例会で可決された市長に対する問責決議には、「昨年9月の知事とのトップ会談で、県都のまちづくりに関する今後の取組方針に市長の一存で同意したことは、二元代表制の下、議会軽視の最たるものであると断じざるを得ない」とされているが、どう受け止めているのか。

また、新ホール整備を今後どのように進めていくのか。

【答】二元代表制とは、議会と市長が対等の立場でそれぞれの権限と責任を持ちながら自治体を運営していくことであり、今回の同意は市長の権限と責任でできるものであり、議会軽視に当たるとは思っていない。

今後は、引き続き県と新ホール整備に係る取り扱いの一体的整理を進め、多くの市民・県民が待ち望む新ホールの一日も早い完成を目指したい。

3月定例会で可決した決議・意見書

二 再審法改正を求める意見書

えん罪は、犯人とされた方やその家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害である。

えん罪被害者を救済するための制度として、「再審」が刑事訴訟法に定められていたが、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じており、公平な裁判が制度的に担保されていない。

そのような中で、とりわけ問題となっているのが、証拠開示の問題である。過去の多くの事件では、捜査機関が有する証拠が再審請求段階で新たに開示されたことが、再審開始決定への大きな原動力となっている。しかし、現行法には明文規定が存在せず、裁判官や検察官の対応次第で開示の範囲に大きな格差が生じており、再審請求人が捜査機関の手にある証拠を利用できるよう、これを開示させる法整備が必要である。

本市ではかつて「徳島ラジオ商事件」と呼ばれるえん罪事件があり、事件発生から20年以上が経過した第5次再審請求の段階で、多くの新たな証拠が検察庁から開示され、後の無罪判決のきっかけとなったが、犯人とされていた再審請求人は請求の途中で病死している。証拠開示が法制化されていれば、生前に無罪判決を確定させることができた可能性がある。

また、再審開始決定がなされたとしても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、審理が長期化するのみならず、再審開始決定が取り消される場合もある。再審公判では検察官にも改めて有罪立証の機会が与えられており、再審開始決定に何ら不都合はない。したがって、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、次のとおり再審法（刑事訴訟法の再審規定）を速やかに改正するよう強く要望する。

- 1 再審請求手続において全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

二 選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書

我が国では、法律上婚姻に際して夫婦別姓が認められておらず、夫の姓を称するケースが約95%と大半を占めており、望まない改姓や事実婚によって多くの女性が仕事上、日常生活上の不利益や不都合を強いられている。

とりわけ、働く女性にとって、改姓によってキャリアが中断されることは切実な問題であり、結婚を躊躇する要因ともなっている。旧姓の通称使用では、法的根拠がないことから様々な事務手続が煩雑化するだけでなく、本人であることを疑われる事例も生じており、問題の根本的な解決にはつながっていない。

1996年には法務大臣の諮問機関である法制審議会が選択的夫婦別姓導入を含む民法改正要綱を答申しているが、既に四半世紀以上が経過している状況である。また、2015年及び2021年の最高裁判決では、夫婦同姓を強制する現行制度を違憲ではないとしながらも、複数の反対意見が付された制度の在り方は国会で議論すべきとされている。

選択的夫婦別姓制度は、改姓を望まない場合は夫婦別姓を選択できるもので、同姓での婚姻も可能な、誰も強制を受けないことのない制度であり、若年層ほど賛同の意見が多く、昨年6月には、導入に賛成する自民党議員連盟の会合においても、日本経済団体連合会から早期の導入に向けた提言が行われている。

したがって、家族の在り方の多様化や女性の社会進出が拡大する昨今の状況を踏まえると、制度の導入に向けた取組を加速させていく必要がある。よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の導入に向け、民法その他の法令改正について審議を行うよう強く要望する。

二 介護職員の処遇改善及び地方自治体への財政的支援を求める意見書

近年、高齢化の進行に伴って介護ニーズが大きく高まる一方で、物価高騰や人材不足、大規模災害への対応など、介護業界を取り巻く環境は一層厳しさを増している。そのような状況の中、介護事業者が質の高い介護サービスを安定的に継続して提供するためには、公的機関からの経済的援助が不可欠である。

国は「重点支援地方交付金」を創設し、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を継続することとしているが、経済的援助を必要とする分野は介護業界以外にも多数あり、交付金の活用に当たっては、他分野とのバランスを十分に考慮しなければならない。支援を必要とする全ての介護施設に不均衡なく支援を行き渡らせるためには、「重点支援地方交付金」のみならず、国の施策による自治体へのさらなる支援が必要である。

一方で、介護施設における設備・備品の設置、老朽化に伴う大規模修繕や災害対策に係る補助については、多くの財源を要し、自治体単独での対応は予算面で困難であるが、重点支援地方交付金の推奨事業メニューから除外されており、介護施設の運営に対する支援を不均衡なく行き渡らせるには、国の施策による自治体への支援が求められている。

また、最低賃金の引上げや、大手企業を中心として基本給の引上げが行われる中、介護施設等については、国の基準に基づいた公定価格によって運営されているため、各種物品や光熱費などの値上げが分を事業収入となるサービス利用料などに価格転嫁できず、職員の賃金引上げが困難な状況にある。このことは、高齢化社会において欠くことのできない介護職員をさらに不足させ、介護サービスの質の低下を招き安定的な提供を妨げる大きな要因となり得るものであり、その解消に向けた介護職員の賃金向上などのさらなる処遇改善の実施が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、自治体に対する財政的支援と併せて、臨時的な報酬や公定価格の改定など、介護職員の処遇改善に向けた特段的措置を講じるよう強く要望する。

二 山本議員に対する問責決議

徳島県後期高齢者医療広域連合議会は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県内全ての市町村をもつて構成される組織であり、同議会の議員は県内市町村の議員及び長から選出され、本市議会においても2名の議員が選出されている。

広域連合議員の任期は議員の任期に準じる4年であるが、本市議会では慣例として、これまで正副議長経験者をそれぞれ選出するとともに、2年で辞職した後に後任を選挙する運営が定着しているところ、山本議員は、当選から2年が経過する今定例会において、広域連合議員の辞職を拒否し、議長や議会運営委員長が対応に苦慮することとなった。

我々17人は、円滑な議会運営の阻害につながるこの行動を重く受け止め、定例会最終日となる3月19日に山本議員に対し、広域連合議員の辞職を求める決議案の提出を企図したところ、これを知った山本議員から文面を確認したいとの要求があり、提出予定の文案を提供したものである。

しかし山本議員はあろうことか、案の段階であった文面の一部をフェイスブックに投稿し、提出者として我々を名指しした上で、広域連合議員の辞職願を提出したにもかかわらず決議案を提出されたを受け取れるような主張をしている。

このような行為は、我々提出予定者の市民からの信頼を失墜させるだけでなく、ほかの議員も同様の行為を行っているとの誤解を招きかねず、山本議員自身の品位をも損ねるものであると言わざるを得ない。

SNS上の情報が及ぼす影響の大きさについては、昨今、国においても議論が交わされている中、市民に範を示すべき議員という立場にありながら、これに逆行するような山本議員の行動を、これ以上看過することはできない。よって、山本議員に対し、一連の経緯に係る猛省を求めるとともに、議員としての責任を問うものである。



新規採用職員研修（阿波おどり）

総務委員会

▼2月27日
「物価高騰対策関連議案」中、当委員会関係部分ほか4件の審査を行うとともに、「徳島市行財政改革推進プラン2021の取組状況について」ほか4件の報告を受けた。

▼3月12日
付託された17議案のうち、議案第1号「令和7年度徳島市一般会計予算」中、当委員会関係部分については、賛成多数で原案を可決すべきものと決定し、そのほかの16議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決定した。

また、請願第1号「再審法改正を求める意見書採択の請願」については、全会一致で採択とすべきものと決定し、請願第2号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願」については、賛成多数で採択とすべきものと決定した。

なお、当委員会委員連名により、議員提出議案第2号「再審法改正を求める意見書」を、当委員会委員有志により、議員提出議案第3号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書」を別途議長宛て提出した。

文教厚生委員会

▼2月26日
「物価高騰対策関連議案」中、当委員会関係部分ほか3件の審査を行うとともに、「令和7年度行政組織の改正について」報告を受けた。

▼3月13日・17日
付託された20議案のうち、議案第2号「令和7年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算」及び議案第7号「令和7年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算」については、いずれも賛成多数で原案を可決すべきものと決定し、そのほかの18議案については、いずれも全会一致

で原案を可決・承認すべきものと決定した。また、請願第3号「介護業界における物価高騰対策及び災害対策の充実等に向けた支援を求める請願」については、全会一致で採択とすべきものと決定した。

なお、当委員会委員連名により、議員提出議案第4号「介護職員の処遇改善及び地方自治体への財政的支援を求める意見書」を別途議長宛て提出した。

また、生活保護費の国庫負担金を過大に請求していた件について、その経緯と対象となった金額及び今後の対応について報告があり、その原因と今後の対応について決定次第、再度報告するよう申し入れるとともに、全容が明らかになり次第、市民に謝罪するよう求めた。

産業交通委員会

▼2月28日
「物価高騰対策関連議案」中、当委員会関係部分の審査を行った。

▼3月12日
付託された10議案のうち、議案第1号「令和7年度徳島市一般会計予算」中、当委員会関係部分については、賛成多数で原案を可決すべきものと決定し、そのほかの9議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決定した。

建設委員会

▼2月25日
「鉄道高架事業について」ほか3件の審査を行うとともに、「令和7年度行政組織の改正について」ほか1件の報告を受けた。

▼3月13日
付託された16議案のうち、議案第1号「令和7年度徳島市一般会計予算」中、当委員会関係部分及び議案第16号「令和6年度徳島市一般会計補正予算（第10号）」中、当委員会関係部分については、いずれも賛成多数で原案を可決すべきものと決定し、そのほかの14議案については、いずれも全会一致で原案を可決・同意すべきものと決定した。

同意した人事案件

- ▼監査委員
笠井 寿範
- ▼固定資産評価審査委員会委員
塚原 喬
- ▼教育委員会委員
坂田 大輔
- ▼人権擁護委員候補者
岩見 亮
杉原 潤嗣
久住 育代

生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会の設置を求める決議

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- 調査事項
過去にわたる生活保護費の国庫負担金過大請求に至る経緯に関する事項
- 特別委員会の設置
本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員10名で構成する「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。
- 調査権限
本調査は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに第98条第1項の権限を「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会」に委任する。
- 調査期間
「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。
- 調査経費
本調査に要する経費は、令和7年度においては、100万円以内とする。

なお、3月31日に、同委員会を開会し、委員長、副委員長を選任しました。委員構成は次のとおりです。

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 井上 武 | 副委員長 | 岡 孝治 |
| 委員 | 黒下 広宣 | 委員 | 藤田真由美 |
| 委員 | 春田 洋 | 委員 | 多田 秀 |
| | | 委員 | 小野 功晴 |
| | | 委員 | 加戸真実子 |

新ホール整備における県市基本協定の適切な見直しと損害賠償の明確化を求める決議

全国の都道府県で唯一、1000席以上規模の公共ホールがない本県において、新ホールの早期建設は喫緊の課題であり、令和3年3月に県・市間で「県市協調新ホール整備基本計画」が策定されるときに、県・市の役割分担等、基本的な事項を定める「県市協調新ホール整備に関する基本協定」が締結されたことを皮切りに、全国に誇るような中で、昨年、徳島県の後藤田知事が、現基本協定を改定することにより、新ホールの建設予定地を旧文化センター跡地から藍場浜公園西エリアに変更する方針を示した。この方針転換は、市がこれまで、現基本協定に基づき、中央公民館等の解体や跨線橋の撤去、市有地を無償で譲与してきた経緯を踏まれば、県は現基本協定違反により、損害賠償責任が生じることから、県が現基本協定を改定しようとするのは責任逃れであることが明らかである。

市議会においても、安易に改定によって対応することがないよう、地方自治法第96条第2項に基づき、県市基本協定の締結・改廃に議会の議決を必要とする条例案を提出し可決されたが、市長が拒否権である再議に付し、付託された総務委員会でも質疑に明確な回答がないことで、現在も継続審査が続いている。

先般、知事は県議会において、旧文化センター跡地での整備を前提として結ばれた現基本協定を終了させ、新たに藍場浜公園西エリアでの整備を前提とした協定を締結し直す方針を示したが、その後の議論では、「白紙ではなく廃止とも言っていない」、「県の方針はこれまでと変わっていない」と方針転換を否定するなど、これまでと何ら変わりなく、県議会議員からも「ごまかし」と疑問を呈する意見が出されている。

今後、本市が県と長きにわたり、あらゆる面で県・市協調を維持し、市政の安定化を図っていくためには、県に対し、市が被った損害額を明確に伝えた上で、今後の協議に取り組むとともに、市議会との信頼関係を壊すような行為は厳に慎むべきである。よって、市においては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 継続審査中の条例議案の結論が出るまで、県との間で県市基本協定の改廃及び新たな協定の締結を一切行わないこと。
- 県による現基本協定違反により市が被った具体的な損害額（無償譲与した市有地の評価額、施設解体費用その他関連費用を含む）を速やかに積算し、その結果を県及び市民に公表すること。
- 積算結果に基づき、県に対する適切な措置を検討すること。
- 今後の県との協議においては、市の正当な権利を主張し、市民の利益を最大限に守ること。

県市協調新ホール整備に関する県市基本協定の締結及び改廃に慎重な対応を求める意見書

徳島県と徳島市は、令和3年3月に、長年にわたる懸案である新ホール整備に向けて、「県市協調新ホール整備基本計画」を策定するとともに、県・市の役割分担等、

基本的な事項を定める「県市協調新ホール整備に関する基本協定（以下、「基本協定」、「現基本協定」とする）を締結している。それ以降、市は、当該基本協定に基づき、旧文化センター跡地の市有地を県に無償譲与するとともに、中央公民館及び社会福祉センターの解体、跨線橋の撤去等に約10億円を負担してきたが、昨年、後藤田知事が、現基本協定を改定し、新ホールの建設予定地を旧文化センター跡地から藍場浜公園西エリアへ変更する方針を示して以来、事業の進捗に大きな混乱が生じている。

知事が建設予定地の変更を現基本協定の改定により対応するとしたことにに対し、昨年の徳島市議会9月定例会では、建設予定地や施設規模等を比較すれば、全くの別物であり、現基本協定を白紙にした上で新たな協定を締結すべきとする意見が相次いだ。また、知事と市長による行政手続を無視した強引な進め方に歯止めをかけるため、県市基本協定の締結・改定・廃止には市議会の議決を必要とする条例案が、定例会最終日に18人の議員から提出され、賛成多数で可決されたものの、9月定例会閉会後に市長が地方自治法第176条第1項に基づく再議に付し、状況は何も進展していないとして、市議会でも継続審査が続いている状態である。

一方、県議会では、さきの定例会において知事が、旧文化センター跡地での整備を前提として結ばれた現基本協定を終了させ、新たに藍場浜公園西エリアでの整備を前提とも言っていない、「県の方針はこれまでと変わっていない」と方針転換を否定するなど、これまでと何ら変わりなく、県議会議員からも「ごまかし」との疑問を呈する意見があった。

また、県が市のまちづくりを支援する目的で設置した20億円の基金の積算根拠すら明確に示されていないようであるが、本来であれば、建設予定地の変更に伴い、市がこれまで負担してきた金額を返還すれば済む話であるにも関わらず、基金の設置で対応することは、県の現基本協定違反による損害賠償責任の発生を回避するために基金という形で曖昧にしているのと言わざるを得ない。

さらに、現基本協定に基づき市が費やした施設解体費等の約10億円について複数の議員から質問があった際も、県は「現時点で市から請求はない」と答弁するなど、市が県立ホール整備のために多額の市費を投入してきたことについてはまるで他人事である。

このように、県議会、市議会に混乱を招いている県の一連の行動は不誠実極まりなく、到底看過できるものではない。

市議会において、再議に付され継続審査中である条例案は、現在、効力を失っており、現時点では、基本協定の改廃や締結に市議会の議決が必要な状態ではないことは周知のとおりである。そのような中、徳島市の遠藤市長は、市議会での早期の採決を求めながらも「継続審査が年度をまたいでいた」に続くのであれば何らかの決断をせざるを得ない」と、市議会の議決を待たずに協定の締結を示唆している。

このような中においても、県は、現基本協定に基づく損害賠償責任から目を背けることなく対応すべきである。条例案の継続審査中に、その根拠となる現基本協定の改定に踏み切るようなことがあれば、県・市及び市議会の信頼関係は完全に崩壊し、今後大きな不利な議会審議に大きな支障を来すことになり、ひいては、県民・市民の生活は大きな不利益を蒙らすことは明白であり、二元代表制の観点からも、そのような暴挙は言語道断であり厳に慎むべきである。

したがって、県においては、継続審査中の条例案の結論が出ない間は、断じて、現基本協定の改廃や新たな協定の締結に踏み切ることをないよう、強く要望する。

議長不信任決議

徳島市議会公明党徳島市議団、朋友会、自由民主党徳島市議団、誠和会、新政会、徳島市議会議員の議員一同は、船越智子議長に不偏不党な議事運営を期待した上で、円滑に議会運営がなされることを望んでいるところである。

しかしながら、船越議長就任後の議会運営については、様々な問題解決に向けて自らが発派間の調整に赴かず、議長としての手腕を発揮することもなく、会期の延長は度々起り、閉会が深夜に及ぶこともあった。

とりわけ、3月定例会においては、当初、閉会予定であった19日を迎えても議事が一切進められずに空転し、2度にわたる会期延長をしてもなお、緒に就く気配すらない。

本日は3月31日であり、令和6年度の最終日となっている。このような状況の下において、予算や条例など重要な案件が審議されずこのまま新年度を迎えれば、市民生活を停滞させることは「火を見るよりも明らか」である。

このような事態に陥ったことは、議長が他の議員からの意見や提案に耳を傾けず、執行部の窮状を顧みることなく、自らの主張に固執していることに起因している。私達は、議長と対話し、円滑な議事進行について助言することを望んでいたが、話し合う事もせず、一切、矢面にも立たない姿勢は議長としての資質を欠いていたが、議長は議長としての責任を重く負うべきである。

また、本日、議会運営委員会の正・副委員長に不信任決議が提出されたが、議長は議長としての責任を重く負うべきである。

よって、徳島市議会の正常かつ公平・公正な議事運営を強く求めるとともに、船越智子議長を信任しないことを決議する。